1　胆嚢摘出を含むもの　28,210点
2　胆嚢摘出を含まないもの　26,880点

K671－2　腹腔鏡下胆管切開結石摘出術
1　胆嚢摘出を含むもの　35,470点
2　胆嚢摘出を含まないもの　33,610点

K672　胆嚢摘出術　23,060点

K672－2　腹腔鏡下胆嚢摘出術　21,500点

K673　胆管形成手術（胆管切除術を含む。）　37,620点

K674　総胆管拡張症手術　49,580点
注　乳頭形成を併せて行った場合は、5,000点を所定点数に加算する。

K674－2　腹腔鏡下総胆管拡張症手術　34,880点
注　乳頭形成を併せて行った場合は、5,000点を所定点数に加算する。

K675　胆嚢悪性腫瘍手術
1　胆嚢に限局するもの（リンパ節郭清を含む。）　45,520点
2　肝切除（亜区域切除以上）を伴うもの　57,790点
3　肝切除（葉以上）を伴うもの　77,450点
4　膵頭十二指腸切除を伴うもの　101,590点
5　膵頭十二指腸切除及び肝切除（葉以上）を伴うもの　209,520点

K676　削除

K677　胆管悪性腫瘍手術
1　膵頭十二指腸切除及び肝切除（葉以上）を伴うもの　119,280点
2　その他のもの　84,700点

K677－2　肝門部胆管悪性腫瘍手術
1　血行再建なし　180,990点
2　血行再建あり　101,090点

K678　体外衝撃波胆石破砕術（一連につき）　16,300点

K679　胆嚢胃（腸）吻合術　11,580点

K680　総胆管胃（腸）吻合術　28,210点

K681　胆嚢外瘻造設術　9,420点

K682　胆管外瘻造設術
1　開腹によるもの　12,300点
2　経皮経肝によるもの　10,800点
注　挿入時に行う画像診断及び検査の費用は算定しない。

K682－2　経皮的胆管ドレナージ術　10,800点
注　挿入時に行う画像診断及び検査の費用は算定しない。

K682－3　内視鏡的経鼻胆管ドレナージ術（ＥＮＢＤ）　10,800点
注　手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。

K682－4　超音波内視鏡下嚢孔形成術（腹腔内膿瘍に対するもの）　23,450点

K683　削除

K684　先天性胆道閉鎖症手術　60,000点

K685　内視鏡的胆道結石除去術
1　胆道砕石術を伴うもの　11,920点
2　その他のもの　8,320点
注　バルーン内視鏡を用いて実施した場合は、3,500点を所定点数に加算する。

K686　内視鏡的胆道拡張術　13,820点
注　バルーン内視鏡を用いて実施した場合は、3,500点を所定点数に加算する。

K687　内視鏡的乳頭切開術
1　乳頭括約筋切開のみのもの　11,270点
2　胆道砕石術を伴うもの　24,550点
注　バルーン内視鏡を用いて実施した場合は、3,500点を所定点数に加算する。

K688　内視鏡的胆道ステント留置術　11,540点
注　バルーン内視鏡を用いて実施した場合は、3,500点を所定点数に加算する。

K689　経皮経肝胆管ステント挿入術　12,270点
注　手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。

（肝）

K690　肝縫合術　17,400点

K691　肝膿瘍切開術
1　開腹によるもの　11,860点
2　開胸によるもの　12,520点

K691－2　経皮的肝膿瘍ドレナージ術　10,800点
注　挿入時に行う画像診断及び検査の費用は算定しない。

K692　肝嚢胞切開又は縫縮術　12,520点

K692－2　腹腔鏡下肝嚢胞切開術　28,210点

K693　肝内結石摘出術（開腹）　28,210点

K694　肝嚢胞、肝膿瘍摘出術　28,210点

K695　肝切除術
1　部分切除　36,340点
2　亜区域切除　56,280点
3　外側区域切除　46,130点
4　1区域切除（外側区域切除を除く。）　60,700点
5　2区域切除　76,210点
6　3区域切除以上のもの　97,050点
7　2区域切除以上であって、血行再建を伴うもの　126,230点

K695－2　腹腔鏡下肝切除術
1　部分切除　59,680点
2　外側区域切除　74,880点
3　亜区域切除　108,820点
4　1区域切除（外側区域切除を除く。）　130,730点
5　2区域切除　152,440点
6　3区域切除以上のもの　174,090点

K696　肝内胆管（肝管）胃（腸）吻合術　28,210点

K697　肝内胆管外瘻造設術
1　開腹によるもの　18,810点
2　経皮経肝によるもの　10,800点

K697－2　肝悪性腫瘍マイクロ波凝固法（一連として）
1　腹腔鏡によるもの　18,710点
2　その他のもの　17,410点

K697－3　肝悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法（一連として）
1　２センチメートル以内のもの
イ　腹腔鏡によるもの　16,300点
ロ　その他のもの　15,000点
2　２センチメートルを超えるもの
イ　腹腔鏡によるもの　23,260点
ロ　その他のもの　21,960点

K697－4　移植用部分肝採取術（生体）　82,800点
注　肝提供者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。

K697－5　生体部分肝移植術　189,290点